

農経第113号
令和3年4月1日

岐阜県農業協同組合中央会会長
岐阜県信用農業協同組合連合会代表理事理事長
岐阜県農業信用基金協会会長理事
各農業協同組合代表理事組合長
(株)十六銀行法人営業部長
(株)大垣共立銀行審査部長
高山信用金庫理事長
東濃信用金庫理事長
飛驒信用組合代表理事
各市町村長(農業制度資金主管課)

様

岐阜県農政部長

農業企業化資金に係る利子補給承認前着工について

このことについては、農業企業化資金制度がその趣旨に沿った事業と認めるもののみを利子補給の対象とすることから原則として認めていませんが、特別な理由がある場合にのみ利子補給承認前着工(以下「承認前着工」という。)を認めることとしています。

このたび、その取扱いを下記のとおり定めましたので、御了知の上、今後の事務処理を適切に行っていただくようお願いします。

なお、「農業企業化資金に係る利子補給承認前着工について(平成11年6月10日付け農水第576号)」は廃止します。

記

- 承認前着工が認められる要件(2つの要件を満たすこと)
 - 融資機関へ借入希望者から借入申込書が提出済であること。
 - 県の利子補給承認時期以前に、着工しなければならない特別な理由があること。
- 承認前着工の手続き
 - 1の要件に該当し、融資機関が承認前着工について真にやむを得ないと認めるときは、利子補給承認前着工届(別記様式1)を作成し、県へ提出する。
 - 県は、承認前着工届を受理したときは、その旨を融資機関に通知(別記様式2)するものとする。
 - 融資機関は、受理の通知があったものについて事業の着工を行わせることができる。
- 岐阜県農業企業化資金助成規則等の関係規程に該当しない場合には、利子補給の承認は行わない。